

| | | |
|---|----------------|-----------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 令和6年9月3日(火) 第9625号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(513) (障がい福祉課) 2 |
| | 知事指定薬物の指定の失効(514) (医療・保険課) 2 |
| | 保安林の指定予定(515) (森林づくり推進課) 2 |
| | 公共測量の実施(516) (県土総務課) 3 |
| ◇ 公 告 | 砂利採取業務主任者試験の実施(治山砂防課) 3 |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定(子育て王国課) 4 |

告 示

鳥取県告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------------|-----------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|---------------|
| 社会福祉法人 光生会 | 米子市石井 1223-1 | 米子ワークホーム | 米子市石井1223-1 | 就労移行支援 | 令和6年9 月30日 |

鳥取県告示第514号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定番号 | 通称名 | 指定年月日 | 失効年月日 |
|----------|---|----------|-----------|
| 6-知(1)-2 | ADB-5' Br-BUTINACA | 令和6年8月9日 | 令和6年8月17日 |
| 6-知(1)-3 | N-Desethyl isotonitazene | " | " |
| 6-知(1)-4 | 3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine | " | " |

鳥取県告示第515号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市棕波字竹花325の1、360の1、字七曲り453の8から453の11まで、字新坂向谷495の4、495の5、字段治499、500の1、501から503まで、518、字目倉口523の1、字大谷524の1、525の1、526の1から526の5まで、字水穴527、530の1、532、534から536まで、字目倉594、字セリ原595、596の5、字得徳597の2
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第516号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量
- 2 作業期間 令和6年8月1日から同年11月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市気高町下原地区

公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、令和6年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時 令和6年11月8日(金)午前10時から
 - (2) 試験の場所 鳥取市扇町21
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)5階 中研修室(6)
- 2 試験科目及び試験時間

| 試験科目 | 試験時間 |
|---|------|
| ア 砂利の採取に関する法令 | 2時間 |
| イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。) | |

- 3 受験申込手続

受験願書(出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真(縦6センチメートル×横4センチメートルのカラー写真(コピーは不可とする。))で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付すること。)及び受験票を、令和6年9月9日(月)から同年10月4日(金)までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、令和6年10月4日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し85円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印

欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課（電話0857-26-7378）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3152）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2049）

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取砂丘こどもの国レールトレイン整備等業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和6年8月7日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 泉陽興業株式会社 大阪府大阪市浪速区元町一丁目8-15 |
| 5 契約金額 | 41,910,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県子ども家庭部子育て王国課 鳥取市東町一丁目220 |